

『住宅の耐震改修』に伴う固定資産税減額措置

～一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税を減額します～

令和8年3月31日までに、一定の耐震改修工事が行われた住宅を対象に、※翌年度分の固定資産税額の2分の1(耐震改修とあわせて長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2)相当額を減額します。【床面積の120㎡までを限度】

※改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税

<対象要件> ※次の両方の要件を満たす住宅

- ・ 昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、住居部分の床面積が当該家屋の床面積に対して2分の1以上あるもの
- ・ 一定の耐震改修を行い、耐震基準に適合した住宅で、工事費用が50万円を超えるもの

<減額期間>

1年間

※当該住宅が「通行障害既存耐震不適格建築物」である場合は2年間

(長期優良住宅の認定を受けた場合、1年目は3分の2、2年目は2分の1を減額)

<申請方法>

改修工事完了後、3ヶ月以内に下記の書類を資産税課 家屋グループへ提出してください。

※申請が改修工事完了日から3ヶ月を経過した場合は、減額が受けられない場合があります。

- ① 耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額申告書(様式第113号の2)
- ② 工事費用を支払ったことを確認できる領収書
- ③ 住宅耐震改修証明書または増改築等工事証明書

住宅耐震改修証明書の発行者

- ・ 磐田市役所 建設部 建築住宅課 建築グループ【電話:0538-37-4899】
＜耐震改修工事の補助金を受けた場合には、建築住宅課から発行されます。＞

増改築等工事証明書の発行者

- ・ 「建築士法」に基づく建築士
- ・ 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく登録住宅性能評価機関
- ・ 「建築基準法」に基づく指定確認検査機関
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人

- ④ 長期優良住宅の認定通知書(長期優良住宅の認定を受けた場合のみ)

<注意事項>

「バリアフリー改修による減額」及び「省エネ改修による減額」との併用はできません。

問い合わせ先: 磐田市 企画部 資産税課 家屋グループ 電話: 0538-37-4809

※所得税の特別控除については、磐田税務署(☎0538-32-6111)までお問い合わせください。